

府中市景観条例

平成19年12月25日

条例第23号

府中市都市景観条例(平成10年6月府中市条例第26号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条～第6条)

第2章 景観計画の策定等(第7条・第8条)

第3章 行為の規制等(第9条～第13条)

第3章の2 地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限(第13条の2～第13条の10)

第4章 景観協定(第14条)

第5章 まちづくりと連携した景観施策の展開(第15条～第19条)

第6章 府中市土地利用景観調整審査会(第20条)

第7章 委任(第21条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な景観の形成に関し、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めるとともに、まちづくりと連携した景観施策を展開することにより、自然、歴史、文化等に配慮した美しい風格のあるまちを形成し、市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に居住する者並びに市内の土地、建築物等に関して権利を有する者をいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。

- (3) 事業者 市内で商業、工業、建設業その他の事業活動を行う者をいう。
- (4) 地区計画 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画をいう。
- (5) 開発事業 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法第2条第13号に規定する建築及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地の設置（以下「墓地の設置」という。）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を推進するための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、良好な景観の形成を推進するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市は、良好な景観の形成に関する市民及び事業者の意識を高めるため、その啓発に努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めなければならない。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する良好な景観の形成を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、自ら良好な景観の形成に努めるとともに、相互に協力して良好な景観の形成を推進する責務を有する。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する良好な景観の形成を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

（東京都又は隣接市との協議）

第6条 市長は、良好な景観の形成を推進するために必要があると認めるときは、東京都知事又は隣接市の長に対して協議を求めることができる。

2 市長は、東京都知事又は隣接市の長から、良好な景観の形成を推進するために必要な協議を求められたときは、これに応ずるものとする。

- 3 市長は、前2項に規定する協議をするときは、府中市土地利用景観調整審査会（第20条を除き、以下「審査会」という。）の意見を聴くことができる。

第2章 景観計画の策定等

（景観計画の策定等）

第7条 市長は、市の良好な景観の形成に関する計画として、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、景観計画を定めるに当たり、必要があると認めるときは、公聴会の開催その他の市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（景観ガイドライン）

第8条 市長は、景観計画に基づき、建築物、工作物（建築物を除く。以下同じ。）等に係る良好な景観の形成を推進するための指針（以下「景観ガイドライン」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、景観ガイドラインを定めようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、景観ガイドラインを定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、景観ガイドラインの変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

第3章 行為の規制等

（行為の届出等）

第9条 景観計画の区域において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資

源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項の再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の^{たい}堆積

3 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 農業を営むために行う土地の形質の変更

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の^{たい}堆積で、次に掲げるもの

ア 農業を営むために行うもの

イ ^{たい}堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

(4) 法第16条第1項各号に掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあつては規則で定める工作物に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの

4 市長は、法第16条第1項の規定による届出（以下「行為の届出」という。）があつたときは、当該届出に関する事項について、審査会の意見を聴くことができる。

（行為の通知等）

第9条の2 景観計画の区域において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知をした者は、その通知に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に通知しなければならない。

（行為完了の届出等）

第9条の3 行為の届出をした者又は前条の規定による通知をした国の機関等は、当該届出又は通知に係る行為を完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なくその届出に係る行為が、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しているかどうか確認しなければならない。

3 市長は、前項の確認の結果、制限に適合していない箇所があると認めるとき

は、第1項の規定による届出をした者に対し、当該箇所を是正するよう指導するものとする。

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（次章において「建築等」という。）
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（次章において「建設等」という。）

(景観計画の区域内における指導)

第11条 市長は、景観計画において法第8条第2項第3号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告の手続等)

第12条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

4 市長は、第2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(変更命令等の手続)

第13条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

第3章の2 地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限

(建築物等の形態意匠の制限)

第13条の2 地区計画の区域で別表に掲げる区域（以下「適用区域」という。）

内の建築物又は工作物（以下この章において「建築物等」という。）の形態又は

色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）は、景観計画の色彩基準に適合するものでなければならない。

（計画の認定）

第13条の3 適用区域内において建築物の建築等又は工作物の建設等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が前条の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、市長に申請し、認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物等の計画を変更して建築等又は建設等をしようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請があった日から30日以内に、当該申請に係る建築物等の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果、当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物等の計画が前条の規定に適合しないものと認めたとき、又は当該申請の内容によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、規則で定めるところにより、その旨及びその理由を同項に規定する期間内に当該申請者に通知しなければならない。

4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、建築物の建築等又は工作物の建設等の工事（根切り工事その他の景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）第12条に定める工事を除く。）は、することができない。

5 第2項の規定により認定証の交付を受けた者が、当該認定を受けた建築物等の計画に係る工事が完了する前に、当該建築物等の工事主（建築物の建築等又は工作物の建設等をする者をいう。以下同じ。）、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所又は設計者の住所等の変更があったときは、速やかに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（違反建築物等に対する措置）

第13条の4 市長は、第13条の2の規定に違反した建築物等があるときは、工事主、当該違反に係る建築物の建築等又は工作物の建設等の工事の請負人（請

負工事の下請人を含む。以下同じ。) 若しくは現場管理者又は当該建築物等の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物等に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物等の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他の方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る建築物等又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物等又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 4 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(違反建築物等の設計者等に対する措置)

第13条の5 市長は、前条第1項の規定による処分をした場合においては、当該処分が建築物の建築等に係る場合にあつては当該処分に係る建築物の設計者(その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。)、工事監理者(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第7項に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。)若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第2号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。)に係る取引をした宅地建物取

引業者（同条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所その他景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第30条第1項において準用する同令第23条第1項に定める事項を、建築士法、建設業法（昭和24年法律第100号）又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、当該処分が工作物の建設等に係る場合にあっては当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他同令第30条第2項において準用する同令第27条で定める事項を、建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、それぞれ通知しなければならない。

（国又は地方公共団体の建築物等に対する認定等に関する手続の特例）

第13条の6 国又は地方公共団体の建築物等については、第13条の3から前条までの規定は適用せず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 適用区域内の建築物等の建築等又は建設等をしようとする者が国の機関等である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、規則で定めるところにより、その計画を市長に通知しなければならない。次項の規定による認定を受けた建築物等の計画を変更して建築等又は建設等をしようとする場合も、同様とする。

3 市長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に、当該通知に係る建築物等の計画が第13条の2の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果、当該規定に適合するものと認めたときにあっては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めたとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあってはその旨及びその理由を当該通知をした国の機関等に対して通知しなければならない。

4 第2項の通知に係る建築物の建築等又は工作物の建設等の工事（根切り工事その他の政令第12条に定める工事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。

5 市長は、国又は地方公共団体の建築物等が第13条の2の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物等を管理する国の機関等

に通知し、第13条の4第1項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

- 6 第3項の規定により認定証の交付を受けた国の機関等が、当該認定を受けた計画に係る工事が完了する前に、当該建築物の工事主、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所又は設計者の住所等の変更があったときは、速やかに規則で定めるところにより、市長に通知しなければならない。

(工事完了の届出等)

第13条の7 第13条の3第2項の規定により認定証の交付を受けた者又は前条第3項の規定により認定証の交付を受けた国の機関等は、当該認定に係る工事が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく工事が第13条の3第3項又は前条第3項の規定により認定した内容に適合しているかどうかを確認しなければならない。

- 3 市長は、前項の確認の結果、認定の内容に適合していない箇所があると認めるときは、第1項の規定による届出をした者に対し、当該箇所を是正するよう指導するものとする。

(工事現場における認定の表示等)

第13条の8 適用区域内の建築物の建築等又は工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、工事主、設計者、工事施工者（建築物等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第13条の3第2項又は第13条の6第3項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

- 2 適用区域内の建築物の建築等又は工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事に係る第13条の3第2項又は第13条の6第3項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(適用除外)

第13条の9 この章の規定は、政令第11条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物等又はこれらの部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物等又はこれらの部分の形態意匠については、適用しない。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第45条第2項
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第4項及び第5項、第6条第5項並びに第114条の7

2 この章の規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

- (1) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- (3) 文化財保護法第143条第1項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物
- (4) 第2号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

3 適用区域に関する都市計画が変更された際、現に存する建築物等又は現に建築等若しくは建設等の工事中の建築物等が、第13条の2の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等又はそれらの部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。ただし、当該都市計画の変更前に第13条の2の規定に違反している建築物等又はそれらの部分については、適用する。

（報告及び立入検査）

第13条の10 市長は、この章の規定の施行に必要な限度において、建築物等の所有者、管理者若しくは占有者、工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等又は工作物の建設等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物等の敷地若しくは工事現場に立ち入り、建築物等、建築材料その他建築物等に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第4章 景観協定

(景観協定の締結等)

第14条 景観計画の区域内の一団の土地の所有者及び借地権を有する者は、法第81条第1項に規定する当該土地の区域内における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。

- 2 景観協定を締結しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の認可を受けなければならない。
- 3 景観協定の区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、景観協定において定めた事項を変更し、又は廃止しようとするときは、法第84条及び第88条の規定により、市長の認可を受けなければならない。
- 4 市長は、前2項の認可をしようとするときは、審査会の意見を聴くことができる。

第5章 まちづくりと連携した景観施策の展開

(大規模開発事業に係る事前協議)

第15条 景観計画の区域において次の各号に掲げる規模の開発事業（以下「大規模開発事業」という。）のいずれかを行おうとする者（以下「大規模開発事業者」という。）は、あらかじめ市長と協議をしなければならない。

- (1) 開発事業を行おうとする区域の面積が5,000平方メートル（当該開発事業が墓地の設置の場合にあつては、2,000平方メートル）以上のもの
- (2) 集合住宅の建築で総戸数が100戸以上のもの
- (3) 建築物の建築で延べ面積が10,000平方メートル以上のもの

2 前項の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

- (1) 東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号。以下「都条例」という。）第2条第5号ロ(1)から(5)までに掲げる都市計画の決定若しくは変更又は同号ロ(7)に掲げる事業
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行われるもの

3 大規模開発事業者は、第1項の協議をしようとするときは、規則で定める大規模開発事業における景観に配慮した事項を記載した景観構想を市長に届け出なければならない。

4 前項の景観構想は、規則で定める時期までに届け出るものとする。

(事前協議の助言)

第16条 市長は、前条第1項の協議があったときは、景観計画及び景観ガイドラインに基づき、当該協議をした大規模開発事業者に対し、必要な助言をすることができる。

2 市長は、前項の助言をしようとするときは、審査会の意見を聴くことができる。

3 市長は、良好な景観を形成するために必要があると認めるときは、大規模開発事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

(景観構想の変更の届出)

第17条 大規模開発事業者は、第15条第3項の規定により届け出た景観構想に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(勧告)

第18条 市長は、大規模開発事業者が第15条第3項及び前条の規定による届出をしないときは、当該大規模開発事業者に対し、期限を定めて、当該届出を行うよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、審査会の意見を聴くことができる。

(景観賞)

第19条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認める建築物、工作物、広告物、土地、樹木その他の景観の形成に係る施設等の所有者、設計者又は施工者等を賞することができる。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、良好な景観の形成に寄与していると認める活動を行う者を賞することができる。

3 市長は、前2項の規定により賞するとき、審査会の意見を聴くことができ

る。

第6章 府中市土地利用景観調整審査会

(府中市土地利用景観調整審査会)

第20条 府中市地域まちづくり条例（平成15年9月府中市条例第18号）第

33条第1項に規定する府中市土地利用景観調整審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議するほか、当該事項について市長に建議することができる。

- (1) 東京都又は隣接市との協議に関する事項
- (2) 景観計画に関する事項
- (3) 景観ガイドラインに関する事項
- (4) 行為の届出に関する事項
- (5) 景観協定に関する事項
- (6) 大規模開発事業の事前協議に関する事項
- (7) 景観賞に関する事項
- (8) 勧告及び公表に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第7章 委任

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2章及び第3章並びに付則第4項及び第5項の規定は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日までに改正前の府中市都市景観条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項の規定により届け出られた特定行為の届出については、これに係る旧条例の規定は、なお効力を有する。
- 3 平成20年3月31日までに旧条例第18条第1項の規定により既に締結した都市景観協定については、これに係る旧条例の規定は、なお効力を有する。

4 平成20年1月1日から同年3月31日までの間（次項において「移行期間」という。）におけるこの条例第7条第2項及び第8条第2項の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、現に存する府中市都市景観審議会の意見を聴くものとする。

5 移行期間においては、法第7条第1項に規定する景観行政団体としての市の景観計画は、都条例に規定する景観計画のうち府中市に係る部分とする。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1環境美化推進委員会委員の項の次に次の2項を加える。

景観審議会委員	日額	12,000円
景観審議会専門委員	日額	12,000円

（府中市地域まちづくり条例の一部改正）

7 府中市地域まちづくり条例（平成15年9月府中市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「府中市都市景観条例（平成10年6月府中市条例第26号）第18条」を「府中市景観条例（平成19年12月府中市条例第23号）第14条」に、「都市景観協定等」を「景観協定等」に改める。

付 則（平成22年3月16日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、適用区域内に現に存する建築物等又は現に建築等の工事中の建築物若しくは建設等の工事中の工作物が、第13条の2の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等又はそれらの部分に対しては、第3章の2の規定は、適用しない。

付 則（平成23年3月18日条例第5号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に事業者が第2条の規定による改正後の府中市景観条例（以下この項において「新景観条例」という。）第15条第1項第1号の墓地の設置を行おうとしている場合において、既に新景観条例第15条第4項に規定する景観構想を届け出る時期が経過している場合にあっては、当該事業者に対しては、新景観条例第15条から第18条までの規定は、適用しない。

付 則（平成23年12月22日条例第20号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(府中市景観条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際、第2条の規定による改正後の府中市景観条例（以下「新景観条例」という。）の規定の適用を受ける区域のうち、別表4の項に規定する区域（以下「適用区域」という。）内に現に存する建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）又は現に適用区域内において新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更の工事中の建築物等が、新景観条例第13条の2の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等又はそれらの部分に対しては、新景観条例第3章の2の規定は、適用しない。

付 則（平成24年12月26日条例第20号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年12月26日から施行する。

付 則（平成25年12月26日条例第34号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(府中市景観条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際、第2条の規定による改正後の府中市景観条例（以下「新景観条例」という。）の規定の適用を受ける区域のうち、別表6の項に規定する区域（以下「適用区域」という。）内に現に存する建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）又は現に適用区域内において新築、増築、改築若しくは

移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更の工事中の建築物等が、新景観条例第13条の2の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等又はそれらの部分に対しては、新景観条例第3章の2の規定は、適用しない。

付 則（平成26年9月26日条例第16号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

土地利用調整審査会委員	日額	18,000円
-------------	----	---------

」

を

「

土地利用景観調整審査会委員	会 長	日額	24,000円
	委 員	日額	20,000円
土地利用景観調整審査会専門調査員		日額	20,000円

」

に改め、

「

景 観 審 議 会 委 員	日額	12,000円
景 観 審 議 会 専 門 委 員	日額	12,000円

」

を削る。

付 則（平成26年12月25日条例第29号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成２８年３月１８日条例第１５号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（府中市景観条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際、第２条の規定による改正後の府中市景観条例（以下「新景観条例」という。）の規定の適用を受ける区域のうち、別表８の項に規定する区域（以下「適用区域」という。）内に現に存する建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）又は現に適用区域内において新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更の工事中の建築物等が、新景観条例第１３条の２の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等又はそれらの部分に対しては、新景観条例第３章の２の規定は、適用しない。

付 則（平成２８年６月２７日条例第２２号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（府中市景観条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際、第２条の規定による改正後の府中市景観条例（以下「新景観条例」という。）の規定の適用を受ける区域のうち、別表９及び１０の項に規定する区域（以下「適用区域」という。）内に現に存する建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）又は現に適用区域内において新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更の工事中の建築物等が、新景観条例第１３条の２の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等又はそれらの部分に対しては、新景観条例第３章の２の規定は、適用しない。

付 則（令和７年３月２４日条例第１５号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（府中市景観条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際、改正後の府中市景観条例（以下「新景観条例」という。）

の規定の適用を受ける区域のうち、別表 1 1 の項に規定する区域（以下「適用区域」という。）内に現に存する建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）又は現に適用区域内において新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更の工事中の建築物等が、新景観条例第 1 3 条の 2 の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等又はそれらの部分に対しては、新景観条例第 3 章の 2 の規定は、適用しない。

付 則（令和 7 年 9 月 2 5 日条例第 3 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（府中市景観条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際、改正後の府中市景観条例（以下「新景観条例」という。）の規定の適用を受ける区域のうち、別表 1 2 の項に規定する区域（以下「適用区域」という。）内に現に存する建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）又は現に適用区域内において新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更の工事中の建築物等が、新景観条例第 1 3 条の 2 の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等又はそれらの部分に対しては、新景観条例第 3 章の 2 の規定は、適用しない。

別表（第13条の2）

適用区域

番号	区 域
1	平成21年6月府中市告示第81号に定める府中都市計画幸町二丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
2	平成21年11月府中市告示第136号に定める府中都市計画朝日町三丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
3	平成22年3月府中市告示第28号に定める府中都市計画多磨駅東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
4	平成23年11月府中市告示第143号に定める府中都市計画天神町一丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
5	平成24年12月府中市告示第189号に定める府中都市計画日新町四丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
6	平成25年11月府中市告示第154号に定める府中都市計画四谷五丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
7	平成26年11月府中市告示第137号に定める府中都市計画白糸台三丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
8	平成28年3月府中市告示第36号に定める府中都市計画晴見町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
9	平成28年5月府中市告示第87号に定める府中都市計画南町四丁目・住吉町二丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
10	平成28年5月府中市告示第88号に定める府中都市計画矢崎町一丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
11	令和7年3月府中市告示第40号に定める府中都市計画新町・栄町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
12	令和7年9月府中市告示第128号に定める府中都市計画北山町・西原町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域